二　前条に規定する書類のうち地域住宅団地再生事業計画の記載事項の変更に伴いその内容が変更されるもの

三　第八条に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（道路運送法施行規則第五十一条の七第二号に該当する場合にあっては、当該増加に係る変更後の同号の地域公共交通計画）

四　住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録証（第二十三条に規定する住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録証をいう。第三項において同じ。）

2　第二十二条の規定は、法第十七条の五十三の規定により道路運送法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしたものとみなされる者がある場合について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3　国土交通大臣は、法第十七条の三十六第五項第十六号に掲げる事項を記載した地域住宅団地再生事業計画の変更について、前項において準用する第二十二条の規定により同条第一項に規定する住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録簿に記載したときは、住宅団地再生自家用有償旅客運送者登録証を訂正し、当該計画に記載された住宅団地再生自家用有償旅客運送者に交付するものとする。

（建築物の容積率の算定に係る認定の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

第十五条　法第十七条の四十三の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十二条第六項第三号の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を申請しようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この条及び次条において同じ。）が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、認定をしたときは、別記様式第六による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、認定をしないときは、別記様式第六の二による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（建築物の高さの限度に係る許可の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

第十六条　法第十七条の四十四の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十五条第四項第二号の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を申請しようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、認定をしたときは、別記様式第八による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、認定をしないときは、別記様式第八の二による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の記載事項）

第十七条　法第十七条の五十第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生道路運送利便増進事業（法第十七条の三十六第五項第十五号に規定する住宅団地再生道路運送利便増進事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（新設）

（新設）

（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の記載事項）

第九条　法第十七条の四十三第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。第十四条において同じ。）に住宅団地再生道路運送利便増進事業（法第十七条の三十六第四項第十一号に規定する住宅団地再生道路運送利便増進事業をいう。以下同じ。）に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。